県民意見提出手続の結果を踏まえた受動喫煙環境に係る目標値の取扱いについて

(健康福祉部健康増進課)

1 目標値設定の考え方(案)

- ・パブリックコメントの結果、望まない受動喫煙をなくすことへの理解は得られているものの、目標値として「0%」を設定することは、喫煙自体の否定や規制強化等の誤った認識につながりかねないと考えられるため、見直すことが適当と考える。
- ・目標値の再設定に当たっては、現行計画の目標値を達成できていない状況であるため、現行計画の目標値を継続する。
- ・2024年度及び2028年度に実施を予定する国民健康・栄養調査の結果を踏まえ、次期計画の中間見直し年である2029年度において新たな目標値を検討する。

2 具体的な目標値の設定等について

・現行計画の進捗状況をみると目標に達成していないことから、現行計画の目標値を 引き続き掲げ、継続して事業の推進を図る。

■現行計画(2018~2023)の進捗状況

区	分	実統	責値	現行計画の	達成状況	
		2016年	2022年	目標値	建 观状流	
職	場	29.3%	21.1%	0%	未達成	
家	庭	6.4%	6.6%	3%	未達成	
飲食店		44.7%	22.4%	15%	未達成	

■目標値(案)

項目	現状値	目標値
望まない受動喫煙(職場・家庭・飲 食店)の機会を有する者の割合	(2022 年度) 職 場 21.1% 家 庭 6.6% 飲食店 22.4%	(2029年度) <u>職 場 0%</u> 家 庭 3% 飲食店 15%

■各目標値の設定理由

①職場:0%

・労働安全衛生法に、事業者が適切な措置を講じることが義務づけられていること から現行目標と同じとする。

②家庭:3%

・直近6年間で微増(2016:6.4%→2022:6.6%)しているため、現行目標の3%を 継続する。

③飲食店:15%

・直近6年間で減少(2016年:44.7%→2022年:22.4%)しているが、現行目標の 15%を達成していないため、現行目標を継続する。

■目標期間

・健康増進法の改正や静岡県受動喫煙防止条例制定などの効果の把握について、現時点で十分な検証が難しいことから、4年ごとに実施される国民健康・栄養調査(2024年及び2028年に拡大調査)の結果を踏まえて目標値の見直しの判断をすることとし、暫定的に次期健康増進計画の中間見直し(2029年)までの期間の目標とする。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030			
第4次 健康増進計画		策定				(中間 見直し				
<国の指標設定関係>											
国民健康・栄養 調査(拡大調査)		実施	公表			実施	公表				
健康日本 21 (受動喫煙)			現状値 設定								
<法・条例の施行状況の検証>											
健康増進法施行 状況の検証(国)			施行後 5 年	施行の状	況を検証	必要な対を実施	応				
条例施行状況 の検証(県)	施行後 5 年	e -	施行の物	犬況を検証		必要な対 を実施	応				